【滑川市空き家に関する補助制度】

補助金・事業名	内容	交付要件等	補助額	HP	担 当 課	問い合わせ先
危険老朽空き家除却支援補助金	危険老朽空き家を除却した場合に、その解体にかかる費用に対して補助	1．一戸建ての住宅であるもの（延べ床面積の過半数が専ら居住の用に供されている併用住宅を含む） 2．物件（所有権を除く）又は賃借権が設定されていないもの 3．老朽度判定基準で100点以上の評点であるもの 4．固定資産税その他の市税を滞納していない者　等	補助対象経費の1/2（限度額70万円）	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/17/4/1/7701.html	都市計画課	076-475-1453
危険老朽空き家対策事業	まちなか（対象区域内）における危険老朽空き家で、取り壊し後に町内会での管理のもと、公共空き地として活用できる場合に市で取り壊しするもの	＜対象となる建物＞ 1　木造建築物（一部の軽量鉄骨造も含む。）であること。 2　滑川市に寄附ができること（借地上に建っている建物にあっては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を、滑川市へ寄附をすることができること。）。 3　建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。 4　建物の所有者が市税を完納していること。 ＜対象となる土地＞ 1　滑川市に寄附ができること。 2　土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。 3　寄附後に維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 4　寄附後に災害防止等の措置が必要でないこと。 5　維持管理に係る地域住民等の同意が得られるもの。 6　土地の所有者が市税を完納していること。		https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/17/4/4/792.html	都市計画課	076-475-1453
居住誘導区域住宅取得支援事業	＜補助対象住宅＞ 居住誘導区域内において、住宅の新築または中古住宅を購入し居住した場合に補助	(1) 居住誘導区域内に所在する住宅であること。 【新築住宅及び建売住宅】断熱等性能等級５以上の住宅であること。 【中古住宅】次の各号のいずれかに該当する住宅であること。 (1) 昭和56年６月１日以後に建築されたもの (2) 昭和56年５月31日以前に建築されたものであって、耐震補強工事（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の方法（国土交通大臣がこれと同等と認める方法を含む。）による耐震診断の結果、耐震評点が1.0以上(非木造住宅にあっては、0.6以上)となるものに限る。）を実施したもの	＜補助対象経費＞ 住宅取得額（ただし、国又は県が実施する住宅取得額に対する補助金の交付を受けている場合は、その補助金の交付額を差し引いた額） ＜補助率＞1/5 ＜補助限度額＞ 区域外⇒区域内　50万円 区域内⇒区域内　20万円	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/17/machinakasaisei/10605.html	都市計画課	076-475-1446
空き家の除却に係る土地の固定資産税の減免	空き家を除却後、住宅用地特例が適用されなくなる年度から３年間分の固定資産税の一部を減免	・1年以上、居住の用に供していない住宅の除却であること ・令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間に除却を行うこと ・住宅用地特例が適用されている土地であること ・空き家の除却後、その土地を営利目的で使用する予定がないこと ・申請者は土地と空き家が同じ所有者又はその相続人であること ・市税を滞納していないこと	＜減免額＞ 空き家除却後の土地に係る税額と住宅用地特例があるものとみなして算出した税額との差額	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/7/2/1/3/7540.html	税務課	076-475-1273
創業支援事業	市内での創業を促すため、土地・建物の取得費、改装費、空き家取得費等を補助	滑川商工会議所や金融機関などの『特定創業支援等事業』を受けて創業市内での創業を促す事業者	土地・建物の取得費、改装費等の1/2限度額100万円、土地・建物の賃貸料の1/2（１２ヶ月分）限度額月額3万円 空き家取得の場合加算措置20万円	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/material/files/group/12/R8_sougyoyoko.pdf	商工企画課	076-475-1431